2　請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に基づき、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

3　この条の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が求められている者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認を与える場合は、この限りでない。

4　この条の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し3の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a)　当該者が、自らの出頭が必要でなくなった旨を権限のある当局によって書面により通知され、及び請求国から離れなかった場合にあっては、その通知の時から十五日が経過した時

(b)　当該者が請求国を離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c)　当該者が、出頭期日に権限のある当局に出頭せず（やむを得ない事情によるときを除く。）、及び請求国を離れなかった場合にあっては、当該出頭期日から十五日が経過した時

5　請求国の中央当局は、保護措置が4の規定に従って終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

6　この条の規定の下で請求国の権限のある当局に出頭しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条　拘禁されている受刑者の一時的な移送

1　証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のため、被請求国によって拘禁されている受刑者の身柄が請求国の領域内に所在することが求められる場合には、被請求国は、その目的のため、当該受刑者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令により認められる場合であって、当該受刑者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認するときに限る。

2　請求国は、次のことを行う。

(a)　被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従って身柄を移された者を拘禁すること。

(b)　両締約国の中央当局による事前の決定その他の決定に従い、1の規定に従って身柄を移された者を被請求国に直ちに送還すること。

3　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、請求国によって拘禁された期間中、引き続き被請求国において刑に服していたものとみなす。

4　この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。

5　この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条　文書の送達

1　文書の送達に係る共助の請求には、送達される文書の被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。

2　被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施するものとし、請求国に対して送達の証明（送達が実施された日付、場所及び方法を含む。）を送付する。

3　共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

4　この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求国の権限のある当局への出頭を求めるものに従わない者は、共助の請求又は当該裁判上の文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十八条　犯罪の収益又は道具

1　被請求国は、請求国の請求により、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2　被請求国の法令が要求する場合には、1に規定する没収又は保全に係る共助の請求には、裁判所による没収又は保全の命令の認証謄本を添付する。

3　犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具を請求国に移転することができる。

第十九条　他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十条　協議

1　両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十一条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十二条　効力発生、改正及び終了

1　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3　この条約は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。

4　各締約国は、他方の締約国に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

5　被請求国は、その裁量によって、この条約の規定に従い、この条約の終了の通告の後、その終了の効力発生の日までに受領した共助の請求を処理することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十五年十二月十二日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために
　山野内勘二
カナダのために
　シャリーン・カーティス＝ミカレフ

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋
外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔